

春日井市後援等取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、文化、商工業等の振興その他市民の福祉の向上を図るため、市が後援及び推薦（以下「後援等」という。）をする場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(区分)

第2条 後援等は、次の区分によるものとする。

- (1) 後援 事業の企画及び実施について賛同し、奨励することが適当であると認めるものに対する場合とする。
- (2) 推薦 映画、演劇等の作品及び内容について推奨することが適当であると認めるものに対する場合とする。

2 後援等は、当該事業、映画、演劇等（以下「事業等」という。）にその旨の表示又は賞の交付をして行うものとする。

(基準)

第3条 市の後援等は、文化、商工業等の振興その他市民の福祉の向上に寄与する事業等であって、参加者又は対象者が主として春日井市民である次の各号のいずれかに該当する事業その他市長が特に必要と認める事業等に対して行うものとする。

- (1) 公共団体、公共的団体又はそれに準ずる団体が実施する事業等
- (2) 市が支援している団体が実施する事業等
- (3) 前2号以外の団体、企業等が実施するもののうち、公益性が認められる事業等

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあると認める場合は、後援等を行わないものとする。

- (1) 宗教的又は政治的な意図又は目的があり、後援等を行うことにより市の中立性を損なうおそれがある場合
- (2) 営利的又は売名的な意図又は目的がある場合
- (3) 公序良俗に反する場合
- (4) 特定又は少数の者のみを対象としている場合
- (5) 事業等への参加以外に団体又は組織への加入等の勧誘目的がある場合
- (6) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を利することとなる場合
- (7) 前各号に掲げるもののほか、後援等を行うことを市長が不適当と認める場合

(後援等調整委員会)

第4条 後援等の可否の判断が著しく困難である場合に審議及び調整を行うため、春日井市後援等調整委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、当該後援等の可否の審議毎に、委員長及び市職員のうちから別表に掲げる職にある者をもって組織する。

- 3 委員長は、企画経営部長をもって充てる。
- 4 委員長は、会務を総理する。
- 5 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 緊急やむを得ない事情があり、会議を開催することができない場合には、委員会は、書類の回議をもって会議に代えることができる。
- 4 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第6条 委員会の庶務は、企画経営部秘書課において処理する。

(申請)

第7条 市の後援等は、申請に基づいてこれを行うものとする。

- 2 市の後援等を受けようとする者は、後援等申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
 - (1) 主催者の組織に関する書類
 - (2) 主催者の活動状況に関する書類
 - (3) 事業内容に関する書類
 - (4) 事業の収支予算に関する書類（参加者等から入場料・出品料等を徴収する場合に限る。）
 - (5) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類
- 3 前項の申請は、後援等の決定を希望する日の20日前までに行うものとする。

(決定)

第8条 市長は、後援等の申請に対する可否を決定したときは、その旨を後援等決定通知書（第2号様式）又は後援等不決定通知書（第3号様式）により、速やかに前条の申請者に通知するものとする。

(内容変更)

第9条 後援等の決定の通知を受けた者（以下「決定者」という。）は、申請内容に変更が生じたときは、速やかに後援事業等変更届（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

(実施報告)

第10条 決定者は、当該事業が終了した後、速やかに後援事業等実施報告書（第5号様式）にポスター、チラシ、プログラム等事業の内容が分かるものその他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(取消し等)

第11条 市長は、後援等をすることを決定した後であっても、当該事業等について申請内容に偽り又は第3条第2項に該当する事実があると認める場合は、後援等の決定を取り消すことがある。

- 2 後援等をした事業等が実施された後に、前項に規定する後援等を取り消すべき事由が判明した場合は、その後当該決定者又は当該事業等に対する後援等は、

原則として行わないものとする。

(書類の提出先)

第12条 申請書、第9条の変更届及び第10条の報告書は、事業等に関連のある課等に提出するものとする。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年8月6日から施行する。
- 2 企画調整部文化課の所管する後援等に関する取扱内規（平成9年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市後援等取扱要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市後援等取扱要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年9月24日から施行する。

別表（第4条関係）

総務部長

市民生活部長

当該申請を受理した部、課等の長

後援等申請書

年 月 日

所在地名
在体ナ
所団リガ
申請者フ
代担表
電當者
話

事業名	
実施日時	
実施場所	
主催者	
出演・出品者	人 うち春日井市民 人
観賞者等 (見込)	参加者又は対象者[] 人 うち春日井市民 人
入場料・出品料 等の有無	無 ・ 有 [金額等:]
事業の目的 及び内容	
希望する後援 等の種別	1 後援[☐ 名義表示 ☐ 賞の交付(内容: 点)] 2 推薦
関係資料	1 主催者の組織に関する書類 2 主催者の活動状況に関する書類 3 事業内容に関する書類 4 事業の収支予算に関する書類(入場料・出品料等が有の場合) 5 その他()
備考	1 他の後援依頼先() 2 その他()

※市長の決定を待たず無断で諸印刷物等に名義を掲載いたしません。

第2号様式（第8条関係）

後 援 等 決 定 通 知 書

第 号
年 月 日

様

春日井市長

年 月 日付けの申請については、次のとおり後援等をすることに決定しました。

1 事 業 名

2 実 施 日 時

3 実 施 場 所

4 後 援 等 の 種 別

5 条 件

- (1) 申請内容に変更が生じた場合は、速やかに後援事業等変更届を提出すること。
- (2) 事業等が終了した時は、速やかに関係書類を添えて後援事業等実施報告書を提出すること。
- (3) 申請内容に偽り、又は次のいずれかに該当する事実があった場合、又は該当するおそれがあると認めた場合は、後援等の決定を取り消すとともに、今後の後援等は一切行いません。
 - ア 宗教的又は政治的な意図又は目的があり、後援等を行うことにより市の中立性を損なうおそれがある場合
 - イ 営利的又は売名的な意図又は目的がある場合
 - ウ 公序良俗に反する場合
 - エ 特定又は少数の者のみを対象としている場合
 - オ 事業等への参加以外に団体又は組織への加入等の勧誘目的がある場合
 - カ 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を利することとなる場合
 - キ 前各号に掲げるもののほか、後援等を行うことを市長が不適当と認める場合

第3号様式（第8条関係）

後 援 等 不 決 定 通 知 書

第 号
年 月 日

様

春日井市長

年 月 日付けの申請については、後援等をしないことに決定しました。

1 事 業 名

2 実施日時

3 実施場所

4 理 由

第4号様式（第9条関係）

後援事業等変更届

年 月 日

（宛先）春日井市長

所在地
団体名
申請者 代表者
担当者
電 話

年 月 日付け 第 号で後援等の決定を受けた事業等について、
次のとおり変更がありましたので届けます。

事業名	
実施日時	
実施場所	
後援等の種別	1 後援[☐ 名義表示 ☐ 賞の交付(内容:)] 2 推薦
変更事項	
変更前	
変更後	
変更の理由	

第 5 号様式（第10条関係）

後援事業等実施報告書

年 月 日

（宛先）春日井市長

所在地
団体名
申請者 代表者
担当者
電 話

年 月 日付け 第 号で後援等の決定を受けた事業等について、
次のとおり終了しましたので報告します。

事業名	
実施日時	
実施場所	
主催者	
参加人数	出演・出品者 人 観賞者 人
後援等の種別	1 後援[☐ 名義表示 ☐ 賞の交付(内容: 点)] 2 推薦
関係資料	
備考	